

第十三條 地方同盟の基礎的組織及機関

第十三條 地方同盟の基礎的組織は地方次々集團を以て組織す。

(一) 加盟せざる各団体の同一地域に於ける各工場集團

(二) 加盟せざる団体内に於て本同盟に賛成加盟の各工場集團

第十四條 地域委員会——必要に於て之を組織するものとする。

第十五條 地区常任委員会——委員会の互選により会務を処理す。

第十六條 本同盟は左の専任委員会を設置し部長一名部員若干名を以て構成

第十四節 専門委員会

第十七條 本同盟は次の比率を以て役員を組織するものとする。

- (一) 政党対策委員会
- (二) 労農統聯合対策委員会
- (三) 産業別救済理対策委員会
- (四) 争議応援委員会
- (五) 教育出版委員会
- (六) 経理部委員会

第十五節

第十八條 本同盟は次の比率を以て役員を組織するものとする。

- (一) 個人加盟者 一名に付 五十銭
- (二) 百名—五百名、各代表者一名に付 五十銭
- (三) 五百名—千名、六十銭
- (四) 千名—五千名、七十銭
- (五) 五千名—一萬名、八十銭
- (六) 一萬名以上、九十銭

第十九條 本同盟会計は常任委員会に於て処理するものとする。

附則

一 全團大会、地方大会の代表者の選出比率は別に定む但し暫定的に左の比率による。

組員 五百名以下	三名
千名以下	四名
五千名以下	五名
一萬名以下	六名
一萬名以上	七名